

猪名川町地域包括支援センターの人員及び運営に  
関する基準を定める条例（案）

パブリックコメント資料

猪名川町 福祉課

## 1. 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)が公布され、介護保険法の一部が改正されたことにより、これまで厚生労働省令によって定められていた「地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数」の実施基準について、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとなりました。

## 2. 制定する条例(案)の概要

猪名川町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例

【関係する厚生労働省令】

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

## 3. 条例(案)の考え方

本町では、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に基づき、本町の基準を定めます。

### 《参考》

・従うべき基準と参酌すべき基準

基準の類型	内容
従うべき基準	省令で定める基準に従い定めるもの 条例の内容を拘束する必ず適合しなければならない基準
参酌すべき基準	省令で定める基準を参酌するもの 参酌した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる基準

猪名川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）

項目	規定内容	区分	町が定める基準
趣旨・基本方針	<p>・職員が協働して地域包括支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること。</p>	参酌すべき基準	国の示す基準どおり
員数	<p>・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置すること。 ただし、地域における人材確保が困難等の事業がある場合、これらに準じる者を配置すること。</p> <p>・担当区域の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ各1人を配置他。</p>	従うべき基準	国の示す基準どおり
運営	<p>・猪名川町地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>	参酌すべき基準	国の示す基準どおり

